

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>3（6）指定廃棄物等を集約するための減容施設・保管施設建設に係る検討・事務補助業務の資料作成に関して、「本業務では資料の作成を20ページ、20部、2地域で計40部程度を想定。」と記載がありますが、同項の他の地域数の記載は1地域となっています。資料作成も1地域と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>東北地方のある1地域2箇所の減容施設・保管施設建設に係る設計書作成支援を対象とします。また、本公示ページで掲載しております仕様書につきましても、上記内容を反映したものに差替えましたので、ご確認いただけますと幸いです。</p>
2	<p>3（7）②福島県外の指定廃棄物等の処理に係る技術的検討課題についての検討業務に関して、現地調査は指定廃棄物等の保管場所の現地調査と理解してよろしいでしょうか。また、改正案の提案は放射性物質汚染対処特措法の改正案の提案と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>現地調査について、ご理解のとおり指定廃棄物等の保管場所の現地調査になります。 改正案の提案について、放射性物質汚染対処特措法に基づく廃棄物関係ガイドラインの改定を対象とします。</p>
3	<p>5. 成果物の「紙媒体：報告書 1部（A4 版両面印刷 300頁程度 くるみ製本）」に関して、2（4）①（イ）の業務でモニタリングポストの測定結果の整理・取りまとめがあります。令和9年3月31日のモニタリングポストの測定結果も報告書に記載する必要がある場合、くるみ製本では業務実施期間内に納品が間に合わないと思われます。パイプ式ファイルの納品であれば、令和9年3月31日のモニタリングポストの測定結果も報告書に記載することができますが、いかがでしょうか。</p>	<p>令和9年3月31日のモニタリングポストの測定結果を報告する必要があります。パイプ式ファイルでの納品を可とします。 また、本公示ページで掲載しております仕様書につきましても、上記内容を反映したものに差替えましたので、ご確認いただけますと幸いです。</p>